

# 一般社団法人大阪市老人福祉施設連盟 賛助会員規程

## (目的)

第1条 一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟（以下「本会」という）は、定款第5条の規定により、設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、相互の業務・事業に貢献できる仕組みをつくり、以て相互の発展に寄与することとする。

## (議決権)

第2条 賛助会員は当法人の活動における議決権を持たない。

## (入会資格)

第3条 当連盟への賛助会員入会に当たっては、本規程を承認のうえ、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得た者とする。

## (入会申込)

第4条 本会所定の申込書式に必要事項を記入のうえ、代表理事に提出する。

## (入会金及び会費)

第5条 賛助会員の入会金、年会費については、次の各号による。

- (1) 入会金は、個人5千円・団体・法人1万円とする。
- (2) 年会費は、個人5千円（1口）・団体・法人1万円（1口）とし、1口以上とする。
- (3) 入会金・年会費の納入されたものの返還は行わない。
- (4) 会費については、初年度は入会申し込み時に支払うこととし、次年度以降は毎年4月に本会事務局からの請求に基づき納入する。

## (賛助会員の資格・期間)

第6条 賛助会員資格は、本会が会費を受理した月に発効し、資格の継続は会費の納入をもって自動的に成立する。

## (資格の喪失)

第7条 賛助会員資格の喪失は、次の各号による。

- (1) 本会を退会した時
- (2) 本会の事業を妨げ、また妨げようとした時
- (3) 故意又は重大な過失により本会の信用を失わせるような行為をした時
- (4) 政治的、宗教的な目的で利用していると認められた時
- (5) 会費の滞納が1年を超え、かつ本会からの催促に対し事由なく応じない時

(退 会)

第 8 条 賛助会員が退会しようとするときは、当該年度の会費を完納したうえ、所定の退会届を代表理事に提出する。当該会員から第三者への資格の継承はできない。

(賛助会員の特典)

第 9 条 賛助会員の特典は、次の各号による。

- (1) 「イチョウ通信」(年 2 回)の送付及び広告について優遇を受けることができる。ただし、広告料については別記記載。
- (2) 本会ホームページとのリンク等の情報優遇を受けることができる。ただし、広告料については別記記載。
- (3) 賛助会員が企画するイベント等で本会の協力が得られることができる。
- (4) 本会が開催する会議等で、理事会の承認を得れば情報提供が行えることができる。

1 口以上 5 口未満 賛助会員特典 (1)・(2)

5 口以上 10 口未満 賛助会員特典 (1)・(2)・(3)

10 口以上 賛助会員特典 (1)・(2)・(3)・(4)

とする。

(賛助会員の遵守事項)

第 10 条 賛助会員の遵守事項は、次の各号による。

- (1) 守秘義務を守ること。
- (2) 実施事業を通じて提供される情報等を、不正の目的をもって利用しないこと。

(禁止事項)

第 11 条 賛助会員の禁止事項は、次の各号による。

- (1) 他の賛助会員、第三者もしくは当連盟のプライバシーを侵害する行為や侵害する恐れのある行為
- (2) 他の賛助会員、第三者もしくは当連盟に不利益や損害を与える行為やまたそれらの恐れのある行為
- (3) 営業活動や営利目的、またその準備を目的とした行為  
(当連盟が承認した場合を除く)
- (4) その他、不適切と判断される行為

(免責事項)

第 12 条 賛助会員の免責事項は、次の各号による。

- (1) 当連盟は、賛助会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責任を負わないものとする。
- (2) 賛助会員が他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、賛助会員

は自己の責任と費用をもって解決し、当法人に損害を与えることのないものとする。

- (3) 賛助会員が本規程に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当連盟に損害を与えた場合、当連盟は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(その他)

第 13 条 賛助会員について本規程に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

第 14 条 本規程は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、変更することがある。

附則

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日より施行する。

この規程を一部改正し、平成 26 年 11 月 21 日より施行する。

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟  
代表理事 後藤 静男

## 別記

### イチョウ通信 広告出稿

- 1、配布部数： 年2回 各号7,000部発行
- 2、内容： 加盟施設への情報提供、お役立ちワンポイントアドバイス等  
※広告内容が当連盟の趣旨、目的に沿わない場合は掲載をお断りする場合があります。
- 3、掲載スペース及び広告料

掲載スペース	広告掲載料(税込)	
	賛助会員	一般
A4 サイズ 1/10	10,000	50,000

※ 但し、広告は2枠のみ

### 4、申込方法

別紙の申込書にてFAXにて市老連 事務局までお申込みください。

※広告スペースに限りがありますので、各号先着順とさせていただきます。

### 5、版下提出の注意事項

- (1) 広告の原稿は、企業・団体でご準備ください
- (2) データは各号の締切日までにご提出ください。(随時連絡)
- (3) データは原則として返却いたしません。

### ホームページ・バナー広告

#### 1. 募集ページ及び募集枠数

大阪市老人福祉施設連盟 トップページ (<https://www.sirouren.jp/>) 9枠

#### 2. 広告の規格

- (1) サイズ 縦54ピクセル×横156ピクセル
- (2) 形式 GIF(アニメーション不可) JPEG
- (3) 容量 30KB以内
- (4) その他 HPのURLを提出

#### 3. 広告掲載期間及び料金

掲載スペース	広告掲載料(税込)	
	賛助会員	一般
6カ月	5,000	25,000
12カ月	10,000	50,000

#### 4. 申込方法

別紙の申込書にてFAXにて市老連 事務局までお申込みください。

※広告スペースに限りがありますので、先着順とさせていただきます。

※イチョウ通信広告、ホームページ・バナー広告については広告掲載要項のとおり